

山梨県後期高齢者医療広域連合議会
平成 21 年第 2 回定例会
会 議 録

平成 21 年 10 月 21 日 開会
平成 21 年 10 月 21 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(10 月 21 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○一般質問	4
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議決事件の字句及び数字等の整理	25
○閉会	26
○会議録署名	26

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 21 年第 2 回定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 8 号

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 21 年第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 10 月 14 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 宮島 雅展

- 1 期日 平成 21 年 10 月 21 日(水)午後 2 時 30 分
- 2 場所 山梨県民文化ホール 会議室

【応招・不応招議員】

応招議員(26 名)

1 番 齊藤憲二 君	2 番 渡辺嘉男 君	3 番 上杉 実 君
4 番 大村政啓 君	5 番 内藤次郎 君	6 番 森本由美子 君
7 番 清水 実 君	9 番 清水富貴雄 君	10 番 志村直毅 君
11 番 関戸将夫 君	12 番 武藤雅美 君	13 番 一瀬 明 君
14 番 秋山詔樹 君	15 番 長澤捷利 君	16 番 野中忠義 君
17 番 望月利金 君	19 番 遠藤雄一 君	20 番 深澤平助 君
21 番 水越 昭 君	22 番 石原 滋 君	23 番 後藤政行 君
24 番 槌屋 正 君	25 番 梶原岩男 君	26 番 高山泰治 君
27 番 古家悦男 君	28 番 守屋茂久 君	

不応招議員(2 名)

8 番 千野秀一 君	18 番 日向英明 君
------------	-------------

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 21 年第 2 回定例会

議事日程(第 1 号)

平成 21 年 10 月 21 日(水)午後 2 時 30 分開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 一般質問

日程第 5 認定第 1 号 平成 20 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 2 号 平成 20 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 11 号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金条例の制定について

日程第 8 議案第 12 号 平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 9 議案第 13 号 平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

追加議事日程(第 1 号)

追加日程第 1 同意第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第 1～追加日程第 1 まで議事日程に同じ

応招議員(26 名)

1 番 齊藤憲二 君	2 番 渡辺嘉男 君	3 番 上杉 実 君
4 番 大村政啓 君	5 番 内藤次郎 君	6 番 森本由美子 君
7 番 清水 実 君	9 番 清水富貴雄 君	10 番 志村直毅 君
11 番 関戸将夫 君	12 番 武藤雅美 君	13 番 一瀬 明 君
14 番 秋山詔樹 君	15 番 長澤捷利 君	16 番 野中忠義 君
17 番 望月利金 君	19 番 遠藤雄一 君	20 番 深澤平助 君
21 番 水越 昭 君	22 番 石原 滋 君	23 番 後藤政行 君
24 番 槌屋 正 君	25 番 梶原岩男 君	26 番 高山泰治 君
27 番 古家悦男 君	28 番 守屋茂久 君	

不応招議員(2 名)

8 番 千野秀一 君 18 番 日向英明 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 宮島雅展君	副広域連合長 望月秀次郎君	監査委員 中澤尚君
事務局長 嶋口昇君	事務局次長 小川和仁君	業務課長 原則夫君
会計管理者 矢嶋亘君		

事務局職員出席者

書記長 二宮仁 書記 平賀教人 書記 槌屋和寛 書記 石川竜也

【開 会】

開会 午後 2 時 35 分

●**議長(斉藤憲二君)** これより山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 21 年第 2 回定例会を開会致します。

議員定数 28 人のうち、本日の出席議員は 26 人でございます。

よって、地方自治法第 113 条の規定による、過半数の定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●**議長(斉藤憲二君)** 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

なお、本日の日程に議事日程 1 の 1 を追加します。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。

8 番 千野秀一君、18 番 日向英明君より欠席の届けがありました。

次に地方自治法第 235 条の 2 第 3 項及び 199 条第 9 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

報道機関等から、写真撮影等の申し出があります。

これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●**議長(斉藤憲二君)** 異議なしと認めます。

よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●**議長(斉藤憲二君)** ここで、宮島広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可致します。

宮島広域連合長。

○**広域連合長(宮島雅展君)** こんにちは。ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方のご参集をお願い申し上げ、平成 21 年第 2 回定例会を開会するに当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、平素から、当広域連合の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを、厚くお礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度発足から 1 年半が過ぎ、この間、各方面からのご協力をいただき、保険料の軽減措置等により、被保険者の皆様をはじめ、若い世代の方々からも本制度への理解が得られようとしており、最近では制度発足当初のような混乱もなく、制度の定着化と安定的な運営ができるような状況になったところでございます。

このような状況の中、ご案内のとおり今般、民主党を中心とした新政権が発足し、三党連立政権の合意の中でも後期高齢者医療制度の廃止が掲げられております。本制度の運営を担う、全国の広域連合をもって組織された全国後期高齢者医療広域連合協議会では、高齢者と現役世代の負担の明確性、都道府県単位の財政運営による保険料負担の公平性、財政基盤の安定性といった、現行制度の根幹を維持することを強く求める旨の要望を、去る 9 月 30 日長妻厚生労働大臣に行ったところでございます。

本制度に関しましては、今後も紆余曲折があろうかと思いますが、本広域連合といたしましては、被保険者の皆様はじめ、県民の皆様にご不便、ご不安を与えることのないよう、より一層努力していく所存でございますので、皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今議会では平成 20 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の承認を頂く件、医療給付基金の創設に関する条例の制定、平成 21 年度一般会計及び特別会計補正予算案等の議案を提案させていただく次第でございます。

また、監査委員の選任についてご同意をいただきたく、本日追加議案をお願いしたところであります。

それぞれの案件につきまして、後ほど担当者から詳細な説明をいたさせますので、何とぞ十分なご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申しあげます。

【議席の指定】

●議長(斉藤憲二君) それでは、日程第 1「議席の指定」を行います。

新たに選出されました 4 名の議員を会議規則第 4 条第 2 項の規定により、5 番 内藤次郎君、17 番 望月利金君、24 番 槌屋正君、26 番 高山泰治君と議席を指定致します。

【会議録署名議員の指名】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第 2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、5 番 内藤次郎君と 21 番 水越昭君を指名致します。

【会期について】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第 3「会期について」を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

【一般質問】

●議長(斉藤憲二君) 日程第 4「一般質問」を行います。

議会の申し合わせ事項のとおり、質問は答弁を含め 30 分以内と致します。また、関連質問は認めません。

23 番 後藤政行君から通告がありますので、発言を許します。

23 番 後藤政行君。

○23 番 後藤政行君 はい。23 番 後藤政行。

新政権によれば、後期高齢者医療制度を廃止すると、選挙公約しているがこの影響について一般質問を行います。

民主党マニフェスト、ページ 18 によれば、皆様のお手元に添付されていると思いますが、一寸読んでみます。

後期高齢医療制度を廃止し、国民皆保険を守る。

政策目的 1 年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める。

2 医療制度の一元適用を通じて、国民皆保険制度を守る。

具体策と致しまして、後期医療制度関連法は廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担分は国が支援する。

2 被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る。

所要額として、8,500 億円程度。

以上のような公約を、堂々としているわけでありませぬ。

質問の1 これらを良く分析してみますと、以前の老人保健法に戻すわけでもなく、国民健康保険の被保険者に取り込むような施策としか理解できないが、その考えで良いか。

質問の2 只今、連合長からも話がありました、昨年4月より本制度が施行され、当初は大きな不平不満があったが救済措置等が取られ、最近では特段、不平不満、トラブル等はないと思われるが、現状、広域連合が抱えている問題点及び本制度と旧法である老人保健法と対比した場合の問題点は何か。

質問の3 仮に新政権が主張しているように、本法を廃止する方向に進むとしても、現場は大変な混乱状態に陥り、迷惑を被り、事前の準備期間も必要で、最低でも3年位かかると思われるが当局の考えはどうか。

以上3点について質問をします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(齊藤憲二君) 宮島広域連合長

○広域連合長(宮島雅展君) 後藤議員のご質問に、お答えを致します。

まず、1点目の以前の老人保健法に戻すわけでもなく、国民健康保険の被保険者に取り込むような施策ではないかというご質問であります、ご指摘のとおり以前の老人保健法に戻すということは、被保険者をはじめ、医療機関、市町村、広域連合等の現場が大きく混乱することになり、現実的ではないと考えています。

また、国民健康保険との関連につきましては、民主党のマニフェストでも被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来的には地域保険として一元的運用を図るとしておりますので、医療保険制度全体を見直す中で、新たな保険制度を検討していくものではないかというように思われます。

つぎに、2点目の現状で広域連合が抱えている問題点であります、制度の発足当初から保険料の額をはじめ、多くの批判がございましたが、低所得者層を対象とした保険料の軽減措置など制度の見直しを行い、最近では、ある程度制度も理解され、被保険者等からの苦情も大幅に減少していき、広域連合として大きな問題もなく事業が運営されているものと思っています。

また、本制度と旧法を対比した場合の問題点であります、この制度では、医療給付の観点からすると、老健制度と同様に医療を受けられる制度であり、大きな違いはありませんが、老健制度との相違点は、被用者保険の被扶養者など今まで保険料を支払っていなかった人たちを含め、個人毎に全員が負担しなければならない点が挙げられると思います。

この点につきましても、制度見直し等により多くの方々にご理解を頂いてきているものと考えています。

なお、現行制度の高齢者と現役世代の負担の明確性や、都道府県単位の財政運営による保険料負担の公平性といった趣旨については理解できるものであり、今後新しい制度の検討の中でも考慮されるべきものだと思います。

3点目のご質問、新しい制度が施行されるまでの期間であります、後期高齢者医療制度につきましては、関連法の成立後2年足らずで施行となりましたが、国民に十分周知されなかったことや、度重なる制度の見直し等により電算システムの不具合によるトラブルも多々発生をし、準備期間が十分ではなかったと思います。

こうしたことを考えますと、新しい制度に移行するには、法改正に要する期間や、周知期間、更には事務を行う組織づくりや、電算システムの構築及び充分な検証期間等が必要となります。今後、新しい制度がどの様なものになるか不透明でありまして、一概にどの位の準備期間が必要かは、はっきりとは分かりませんが、用意周到の上、新しい制度へ移行していくことこそ肝要と考えております。以上です。ご理解を賜りたいと思います。有難

うございました。

●議長(斉藤憲二君) 良いですか。再質問ありますか。後藤政行君

○23番 後藤政行君 再質問を行います。私は、日本の医療保険制度は内容的に見ても世界一充実しているシステムだと思っているものであります。

それは、相互扶助の精神に基づき、保険料を負担し、公費の補助があることから、被保険者は全国どこの医療機関でも3割負担で療養の給付を受けることができる、本後期高齢者医療制度では、平均1割負担ということであり、救済措置が取られています。

このようなシステムが礎となり、世界一の長寿国としても威厳を保っていると確信するものであります。以上のような背景を考慮しまして、まず1点目の回答について分析してみます。

国民健康保険の被保険者に取り込んだとしても、現状の国民健康保険の保険料の算定計算式からみて、相応の負担は発生すると思われませんが、例えば公的年金を年間240万円受給している76歳の高齢者の場合で、持ち家住宅がある平均的な市町村の算定計算式で良いので、当局より後期高齢医療との試算対比、願います。

また、マニフェストで主張しているように、「被用者保険と国民健康保険を段階的に統合して、将来的には地域保険として一元的運用を図る」と公言しているのであるが、この件についても、現状、被用者保険については保険料の半額は事業主負担で賄われて運営されている。このような公約が本当に実行できるのか、大きな疑念がありますが当局の考えはどうか。

次に2点目の回答について分析検討してみます。本高齢者医療制度が、制定施行された経過は旧法の老人保健制度時代に、毎年、毎年あまりにも老人医療費が増加の一途をたどり、それらの穴埋めのために医療保険の各保険者に負担してもらっていた、老人保健拠出金の負担が過大となり耐えられなくなり、それらにより解散する健康保険組合などが多発したことや、現役世代の負担を軽減するために、受益者である高齢者にも、それ相応の負担をお願いして、将来持続可能な保険制度を確立するために、制定されたものだと思うものであります。

要約すれば、公費負担も限界があり、若い者の負担もこれ以上できないので、大変だから、おじいさん、おばあさんあなた方も負担して、助けてくださいという意味であります。が、当局の事業展開の基本的な取り組み姿勢は、このようなものなのか回答願います。

施行後1年半以上が経過して、数回にわたる軽減措置や救済措置が図られて、大きな問題もなく事業展開が図られていると、先ほど回答しています。

そうであるならば、政府に対して徒に本制度の廃止や改正の方向に進んで欲しくないのが、医療現場や広域連合の本音ではないかと思うのであります。

私は、むしろこのようなことよりも、広域連合の使命とすれば、毎年増加する老人医療費の増加を抑制するための健康管理や健康増進、メタボ対策等の広報宣伝活動に主眼を置き、医療費の削減に努めるべきと考えるが、当局の考えはどうか回答をお願いします。

3点目の回答について、前問2問の回答のとおり、本制度が大きな問題もなく事業展開が図られていることから、民主党が主張している本制度を廃止して、新しい医療制度を施行するにしても、実体的には全く意味がなく、現場は混乱状態に陥り難問が山積するものと思われま。

最後になりましたが、10月9日付けの山日新聞の長妻厚生労働大臣等による、新制度への移行は2013年度との新聞記事を参考資料として、事務局より配布していただく許可を議長よりいただき、再質問を終了致します。事務局お願いします。

●議長(斉藤憲二君) ただいまの資料配布についての件がありましたけれども、資料配布について、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) それでは資料配布をいたさせます。

【資料配布】

『「議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 嶋口事務局長

○事務局長(嶋口昇君) それでは、後藤議員のご質問にお答え致します。

まず、国民健康保険の保険料につきましては、県内 28 市町村、税方式、料方式、また、税率や料率も違うわけでありますが、ご質問のとおり、資産割を採用しております市町村の例でまず、保険料の比較をさせていただきます。

例えば、単身世帯で年金収入 240 万円、固定資産税 5 万円で試算致しますと、平均的な市町村国保の中で 1 箇所が 127,070 円、もう 1 箇所が 131,450 円で、これに対しまして後期高齢者医療の保険料が 102,040 円という事になります。また、被用者保険と国民健康保険を段階的に統合して、将来的には地域保険として一元的運用を図るという公約を実行することができるのかという事についてであります。被用者保険の場合は後藤議員の言われましたとおり、保険料を事業主と被用者が、それぞれ折半して納めており国民健康保険とは負担の方法が、現行制度は違っておりますので、単純に統合することは無理があると考えます。

厚生労働大臣は 10 月 9 日の記者会見において、今後多くの国民の声を聞いて、その仕組みを模索していくということですので、国、地方公共団体、保険者及び事業主が、それぞれ適正に負担し合い、将来にわたり持続可能な医療保険制度が構築されるものと考えております。

つぎに、老人医療費の公費負担が限界で、若者もこれ以上の負担ができないということの後期高齢者医療制度では、高齢者が保険料を負担するという事になった点につきまして、当局の取り組み姿勢はどうかという、ご質問であります。旧制度の老健制度におきましては、医療給付の負担割合を公費が 5 割、現役世代の負担が 5 割ということで、高齢者の負担は現役世代の中に曖昧に含まれていたわけでありましたが、現行制度では公費の負担 5 割は同じであります。現役世代が 4 割、残りの 1 割を後期高齢者が負担するという事で、それぞれの負担を明確にしたということで、高齢者と現役世代の負担の明確性という点で一定の評価ができるものと考えております。

次の 2 点目の医療費の増加を抑制するため、健康管理や健康増進等の広報活動に主観を置くべきと考えるが、どうかというご質問でございます。後藤議員のご指摘のとおり、年々増加する老人医療費を抑制する努力は、保険料の徴収と共に広域連合及び市町村等が自ら努力できるものでございまして、大きな課題であります。

広域連合では健康増進実施計画を立て、各市町村の協力の下、健康診査事業やモデル事業として健康相談、健康教室、高齢者生きがいつくり交流事業などの事業を開始し、医療費の抑制に努力をしているところでございます。

次に、本制度を廃止して新しい制度を施行するにしても、現場は混乱状態に陥り、難問は山積すると思われるということでございます。この制度につきましては、民主党のマニフェストに有りますように、いずれ制度の廃止という事になると思われますが、ただ、直ぐに廃止という事になりますと、後藤議員ご指摘のとおり、現場が混乱状態に陥り、問題が山積するものと思われます。

こうしたことが無いよう、広域連合と致しましても新しい制度に移行するにつきまして、十分な検討期間及び準備期間が必要と思っております。

なお、こうしたことにつきまして、全国後期高齢者医療広域連合協議会から、9 月 30 日に長妻厚生労働大臣に対して、要望書を提出したところでございます。

以上であります。

●議長(斉藤憲二君) 後藤政行君

○23 番 後藤政行君 再再質問というよりも、一寸感想を述べます。

只今の国民健康保険の保険料の対比を、一部例を挙げてして貰ったわけですが、それらに比べても保険料は安くなって、まあ、救済されていると。

民主党が言っているように、年齢によって差別しているというような悪法のように決め

つけているのだけれども、私は、言葉が一寸違うと思うんです。年齢によって救済していると言ってほしいぐらいです。

いろいろ、先ほど、冒頭、連合長の挨拶にもありましてけれども、本制度の続投を切に要望しまして、現場が混乱しないように本制度が安定して、稼働するというか、制度が実行されることをお願いしまして、再再質問と致します。

なお、回答は結構です。

●議長(斉藤憲二君) 次に 20 番 深澤平助君から通告がありますので、発言を許します。
20 番 深澤平助君

○20 番 深澤平助君 20 番 深澤平助でございます。

通告したのが 8 日でして、それからもう 13 日も経過しているので、この問題についての状況の変化があって、質問の内容がピントが合っていないかも知らんということも考えられますが、その辺は一つ情状して聞いていただきたいと思うんです。

8 月の衆議院選挙によって自民、公明の政権は退陣し、民主党を主体にした政権が誕生しました。この新たな政権は、選挙のマニフェストでも後期高齢者医療制度を廃止する、そういうことを公表しています。

これを何時廃止するのか、時期や内容、特に保険料については、来年度は引き上げる、そういう年になっておりますから。また、既に具体的に引き上げの試算を検討している広域連合も有るといことも新聞には報道されておりますが、各市町村としても業務の上で非常に気になる場所なんです。

これらのことについて、当広域として厚労省からどのような指示や、或いは説明がされているかという点について、お答え願いたいと思います。

『「はい」という声』

●議長(斉藤憲二君) 嶋口事務局長

○事務局長(嶋口昇君) 深澤議員のご質問のお答え致します。

先程、後藤議員から制度の廃止に関するご質問に、宮島広域連合長、又私が再質問ということで、お答えしましたので重複致しますので、その辺についてはご理解、省略させていただきますのでご理解をいただきたいと思います。

なお、この件に関しまして、現在のところ国から広域連合への指示や説明はございません。

なお、深澤議員の言われましたとおり、保険料の額につきましては、来年度から改定されることになっております。当広域連合では当面制度が存続することを前提として、予定通り平成 22 年度、23 年度の保険料の改定に向け作業を進めているところでございます。以上です。

『「はい」という声』

●議長(斉藤憲二君) 20 番 深澤平助君

○20 番 深澤平助君 国からの指示或いは説明が無かったという事ですが、各新聞は 10 月 10 日に長妻厚生労働大臣が後期高齢者医療制度の廃止に関して、方針を固めたという事を、各新聞が一斉に報道しました。既に皆さん読まれていると思うのですが、特にその中でも、10 月 11 日の朝日新聞の記事では、方針の内容の一部として、現行の負担軽減措置は継続すると、それから、来年度は 2 年毎の保険料改定にあたっており、保険料上昇を抑えるため公費を投入する検討に入ったということが報道しております。

ですから、今日のこの議会にですね、少なくとも厚労省に、この点については問い合わせをして、もっと具体的な報告をして欲しかったと思います。それは要望です。

それでですね、先ほどの局長の答弁の中には、来年度より保険料の改定をするというふうに言われ、又その準備に入っているということも言われましたがね、これは極めて重大な問題だと思うんです。

額の大小に係わらず、高齢者にこれ以上の負担を負わせることをしてはならないと思うんですよ。先ほど申したように、厚労省も、新聞報道であるけれど保険料の上昇を抑える

ために公費を投入するという検討まで入っているということなので、それをまず、実行させていくという事が大事だと思うんです。

従って、それまでは、そういう努力をしながら保険料の、当広域としては保険料の改定は行わず、凍結しておく、そうすべきだと思うんですが、その点について、もう一度お答えを願います。

『「はい」という声』

●議長(斉藤憲二君) 嶋口事務局長

○事務局長(嶋口昇君) それでは、お答え致します。

あの、保険料の件に関しまして、先ほど申しましたとおり、22年度23年度についての保険料の改定を、作業に入ったということでございます。それで、深澤議員さんのほうから、まあ、あの、保険料がもし増えた場合に国のほうでその分を負担してくれるというような記事があったということですが、まあ、私どもが直接、厚生労働省から聞いておりますのは、その増えた分を国で保険料関係増加抑制措置ということで負担してくれるかどうかということで、予算編成過程で検討するという事を聞いておりますので、まだ決定はされておりませんが、是非、そういうふうにしていただきたいと、私どもも思っておりますし、また全国広域連合等を通じて、そういう要望もして行きたいと思っております。

なお、保険料の改定をしないようにということではありますが、これは事務作業上、全国広域連合一斉にしておりますので、私どもは粛々と進めていくしか無いのかなというふうにご考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

『「はい」という声』

○20番 深澤平助君 だいたい話が分かりましたが、当局、当広域としても、上げないで欲しいということを強く要望して行きたいということでございますので、どうぞ、改めてこの点については強力に要請して、これ以上高齢者に負担が掛からないようにご努力を願いたいという事を要望して、以上で終わります。

【日程第5 認定第1号】

●議長(斉藤憲二君) 日程第5 認定第1号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第6 認定第2号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題と致します。

審議に先立ち、監査委員から認定第1号及び第2号についての決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい」という声』

●議長(斉藤憲二君) 監査委員 中澤尚君

○監査委員(中澤尚君) 平成20年度決算審査結果について報告を致します。

審査は、平成21年8月21日午後2時より、広域連合事務室において私と武藤監査委員の両名で行いました。

審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。

意見といたしましては、次のとおり提出しました。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始し、山梨県後期高齢者医療広域連合におい

でも、新たに後期高齢者医療特別会計が設置されました。

これに伴い、前年度まで一般会計において執行されていた予算のうち、後期高齢者医療特別会計に移行すべきものがありました。これらは適切に移行し執行されておりました。

歳出予算の執行状況については、一般会計の特別会計繰出金で、執行率 93.8%に対し、23,942 千円の不用額、また、後期高齢者医療特別会計の保険給付費で、執行率 96.7%に対し、2,334,174 千円と、不用額が顕著でありました。

いずれの科目も、執行率は著しく低いものではありませんが、前者については市町村負担金、共通経費ですが、これに直接影響し、後者については予算規模が大きいため不用額も多額になることから、後期高齢者医療給付の実績を積み重ねていくなかで、より精度の高い予算措置が望まれます。

今後も、構成市町村の財政は厳しさを増し逼迫することが予想されます。山梨県後期高齢者医療広域連合においても、資金運用や経費削減などに努め、構成市町村からの負担金をより一層抑える必要があります。

また、社会情勢や医療費の動向を的確に把握し、安定した医療給付を行うと共に、制度の見直しなどによる予算措置についても、適時的確に対応し、引き続き適切かつ効率的な予算執行に努めるよう要望致します。

以上のとおりです。

●議長(斉藤憲二君) 監査委員の監査結果の報告が終わりました。

只今から、認定第 1 号「平成 20 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 認定第 1 号 平成 20 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出の決算について説明させていただきます。

一般会計の内容でございますが、広域連合の運営に係る事務費等の収支が対象となります。

議案の 2 ページ 3 ページをご覧ください。歳入の決算になります。収入済額は 6 億 1,441 万 6,706 円でありました。

それから、4 ページ 5 ページをご覧ください。歳出の決算になります。支出済額は、5 億 8,197 万 3,734 円でありました。

歳入歳出差引額は 3,244 万 2,972 円となっております。

この残額につきましては、次年度へ繰り越しを致しまして、平成 21 年度において歳出に充当すべき額を除き各市町村に返還の予定としております。

項目別の決算につきましては、資料を用意致しましたので、資料により説明させていただきますので、ご了承いただけますようお願い致します。

お手元の資料で、参考資料と印字してございます資料がございます。山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 21 年度第 2 回定例会参考資料という表題がついております。1 ページをご覧ください。

歳入であります。第 1 款の分担金及び負担金につきましては、市町村からの負担金でございまして、広域連合で執行する事務に係る費用の市町村負担金になります。決算額は、5 億 7,240 万 5,012 円であります。

第 2 款の国庫支出金及び第 3 款の県支出金につきましては、保険料不均一課税による減収分に対する国及び県の負担でございまして、広域内は均一保険料が原則であります。1 人当たりの医療費が広域連合内の平均医療費に対し 20%以上低い場合につきましては、不均一課税を実施出来ることとなっております。小菅村が該当し、他の市町村より低い保険料率が設定されています。不均一課税の差額分については、国及び県が 1/2 ずつ負担することとなっております。

決算額は、国、県それぞれ 105 万 2,040 円となっております。

第 4 款 財産収入は、基金に積み立てた分の預金利子でありまして、預金利子になります。内訳は、市町村負担金の剰余金を積み立てておく財政調整基金の利息、保険料軽減等費用として交付された国庫負担金を積み立てておく臨時特例基金の利息の合計となっております。

第 5 款 繰越金につきましては、前年度剰余金を受け入れたもので、決算額は、3,851 万 7,969 円となっております。

第 6 款 諸収入のうち第 1 項の預金利子は、一般会計における資金運用益の 95 万 403 円です。また第 2 項の雑入が 1,640 円となっております。

以上が歳入の内容でありました。

歳出であります、2 ページほうをご覧ください

第 1 款の議会費は、予算額 138 万円のところ決算額は 114 万 994 円で執行率は、82.7% でありました。

平成 20 年度議会は、定例会が 2 回、臨時会 1 回の開催をお願い致したところでございますけれども、これ以後の臨時会開催に備え会場借上げ料等の費用を計上しておりましたので、ご覧のような執行率となったものです。

第 2 款 総務費につきましては、予算額 1 億 6,436 万 2,000 円のところ決算額は、1 億 5,955 万 635 円で執行率 97.1% でありました。

総務管理費の一般管理費の内容でありますけれども、第 3 節 職員手当等につきましては、職員 20 名の通勤手当及び時間外勤務手当となっております。

第 4 節 共済費は、非常勤職員の公務災害補償の掛け金でありまして、山梨県市町村総合事務組合への支出となります。

第 9 節 旅費は研修旅費でありまして、厚生労働省の会議等の交通費になります。

第 11 節 需用費につきましては、事務用消耗品、事務室の電気料、公用車のガソリン代等になります。

第 12 節 役務費は、事務所の電話の使用料、郵送料及び公用車 2 台の損害保険料等になります。

第 13 節 委託料は、伝票作成や予算書作成等の予算管理のための財務会計システム構築に係る委託、それから条例整備に係る委託料及び LGWAN 設定変更業務委託となります。

LGWAN につきましては、広域と市町村を結ぶラインになります。

第 14 節 使用料及び賃借料につきましては、事務室の年間使用料、共益費及び公用車・コピーのリース料等になります。

第 18 節 備品につきましては、机等の購入になります。

第 19 節 負担金補助及び交付金の主なものは、各市町村から広域連合に派遣されている職員の給与相当額を市町村に払うものです。広域に派遣されている職員の給与は一旦、派遣元の市町村が支払いますが、後で給与相当額を広域が市町村に支払うこととなっております。

第 3 項 監査委員費は、監査にかかる費用でありまして、監査委員 2 名分の報酬と旅費の費用弁償になります。

第 4 款 諸支出金は、予算額 5,950 万 1,000 円のところ決算額 5,943 万 6,249 円で、執行率は、99.9% でした。

第 1 項 基金費、第 1 目 財政調整基金費につきましては、平成 19 年度からの繰越金と平成 20 年度の補正予算で歳出が減額されたため生じた剰余金として見込まれる額、それから財政調整基金利息の合計を併せて基金に積立致したものです。

第 2 節の臨時特例基金費は、保険料軽減の財源となる国庫負担金を積み立てておく臨時特例基金で生じた利息を積み立てたものになります。

以上が平成 20 年度の一般会計歳入歳出決算の内容でした。認定いただけますよう、よろしくお願い致します。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決致します。
お諮り致します。

認定第1号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり、認定することに決定いたしました。

【日程第6 認定第2号】

●議長(斉藤憲二君) 次に認定第2号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題と致します。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 認定第2号 平成20年度山梨県後期高齢者広域連合特別会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

特別会計につきましては、医療の給付に関する収支が対象になります。

議案の8ページ9ページをご覧ください。歳入の決算になります。

収入済額は725億1,519万4,420円でありました。

続きまして、10ページ11ページをご覧ください。歳出の決算になります。支出済額は、704億571万33円でありました。歳入歳出差引額は21億948万4,387円となっております。

この決算額には、平成20年度に概算で交付された補助金等の内、精算により21年度に国等へ返却すべき9億5,454万円余りが含まれていることとなります。明細につきましては、特別会計も参考資料により説明させていただきたいと思っておりますのでよろしく願い致します。

それでは、参考資料の4ページをご覧ください。

第1款 市町村支出金 第1項 市町村負担金 第1目 保険料等負担金であります。各市町村で収納した保険料相当額になります。平成20年度の山梨県全体の収納率は98.61%でございましたが、全国的に収納率が高く、全国平均には0.14ポイント及びませんでした。決算額は、51億3,197万7,630円でありました。

平成20年度の収納率につきましては、今、ご覧いただいている参考資料の最後の14ページに添付してございます。

14 ページをご覧ください。県全体の保険料の調定額は、52 億 1,970 万 9,740 円でありました。収納率は出納閉鎖時点で 98.61%でありましたが、出納閉鎖以後にも徴収を行います。出納閉鎖後に徴収した、平成 20 年度分の保険料を加えますと 10 月現在で 99.1%になっております。

それでは、参考資料の 4 ページのほうにお戻り下さい。

第 1 款 市町村支出金の第 2 目 療養給付費負担金は、給付の 1/12 にあたる市町村が負担すべき定率負担金であります。

第 2 項 市町村補助金 第 1 目 保険基盤安定負担金は、保険料の均等割の軽減相当額の補填になります。県が 3/4、市町村が 1/4 を負担することになっています。県の補助金は一旦、市町村で受け入れまして市町村負担金分と併せた額を広域で受け入れるものです。

第 2 款 国庫支出金 第 1 項 国庫負担金 第 1 目 療養給付費負担金ではありますが、国が負担すべき定率負担分でございます。療養給付の 3/12 に相当する額になります。

第 2 目 高額医療費負担金は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るためのものになります。

第 2 項 国庫補助金 第 1 目 調整交付金につきましては、広域間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付の概ね 1/12 を目途として交付されるものです。

第 2 目 国庫補助金 第 1 節 健康診査費補助金につきましては、健康診査費用のうち補助基準額の 1/3 が補助されるもので、平成 20 年度の健診の受診者は、1 万 4,528 人でありまして受診率は 13.3%でありました。

第 2 節 医療費適正化事業補助金につきましては、懇話会の費用、重複頻回等の指導に係る費用の補助金でありまして、補助基準の 1/2 が補助されるものであります。

第 3 節 円滑運営事業費補助金は、平成 20 年度の保険料軽減対策に係る補助金でありまして、均等割 7 割を 8.5 割に軽減にした費用ですとか、所得割を 5 割に軽減した費用の補助金になります。

それから、第 4 節 特別高額医療費共同事業補助金は、1 件当たり 400 万円を超えるレセプトの内、200 万円以上の部分を対象に、全国広域連合で負担仕合う共同事業を実施しておりますが、この事業の拠出に対する国の補助金でありまして、拠出金の相当額が補助されます。

第 5 節 円滑運営費臨時特例交付金は、平成 21 年度の保険料軽減措置に係る費用に対する国の交付金です。内容は、被扶養者に係る均等割 5 割軽減を 9 割軽減にするための費用、それから均等割の 7 割軽減を 9 割軽減にするための費用、所得割を 5 割軽減にするための費用及び広報等に係る費用を国から交付を受けたものでございまして、平成 21 年度に使用するため、全額基金に積み立ててあります。

5 ページをご覧ください。

第 3 款 県支出金 第 1 項 県負担金 第 1 目 療養給付費負担金でございますが、療養給付費の 1/12 にあたる県が負担すべき定率負担分でございます。

第2目 高額医療費負担金につきましては、レセプト1件80万円を超えるものにつきまして国負担すると同様に、県も負担するものであります。

第3項 県補助金 第1目 健康診査費補助金につきましては、健康診査費用のうち、国と同様に県も補助するという内容になります。

第4款 支払基金交付金につきましては、現役世代の負担金になります。給付費用の4/10の相当額で、この交付金は支払基金が全国の各医療保険者から集めた現役世代の負担分を各都道府県の医療費に基づき、それぞれの広域に交付したのになります。

第5款 特別高額医療費共同事業につきましては、一件400万円以上のレセプトのうち200万円以上は広域化されていますけれども、これが実績に応じて交付されるものです。

第6款 繰入金 第1項 一般会計繰入金 第1節 市町村負担金につきましては、市町村からの事務経費の負担になります。一旦、広域の一般会計で受けて、特別会計で繰り入れするものです。

第2節 保険料不均一賦課繰入金につきましては、小菅村の不均一分を一般会計で受け入れた補助金を、特別会計へ繰り出しするという内容になります。

第2項 基金繰入金 第1節 臨時特例基金繰入金につきましては、平成20年度実施の被扶養者の保険料軽減に係る費用及び広報費用について、国庫負担金を積み立てておいたものを取り崩したものでございます。

6ページをご覧ください。

第8款 諸収入 第1項 延滞金、加算金及び過料 第1目 延滞金の決算額は16万8,920円でした。

第2項 預金利子は、資金運用益になります。

第3項 雑入 第1目 第三者行為納付金につきましては、交通事故の第三者行為に係る医療費について、加害者に納付していただくための納付金でありまして、件数は164件ありました。

以上が、歳入についての明細であります。

つぎに、歳出でございますが、7ページをご覧ください。

第1款の総務費は、予算額4億2,553万2,000円のところ、決算額が4億1,147万2,325円で、執行率は96.7%でありました。

第2款 保険給付費につきましては、被保険者10万9,209人に対する給付費用になります。予算額714億2,259万7,000円のところ支出済額が690億8,842万2,165円になりまして、執行率は96.7%でありました。

それから8ページのほうになりますけれども、第3款 県財政安定化基金拠出金は、保険料の未納又は給付の増により財源不足が生じた場合、無利子の貸し付けや交付を目的として、国、県、広域がそれぞれ1/3づつを拠出したしまして県に基金を設置しておりますが、その積立費用になります。予算額7,240万4,000円に対し、決算額も同様でございますが、執行率は100%でありました。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、予算額 384 万 6,000 円に対しまして、決算額は 384 万 4,893 円であり執行率は 99.9%でありました。本共同事業につきましては、400 万円を超えるレセプトの内、200 万円以上が全国の広域で負担しあう為の制度がございますけれど、そのための拠出金になりまして、全額国庫補助金が措置されております。

それから、第5款 保健事業費であります。高齢者の医療の確保に関する法律に広域においては、健康教育、健康相談、健康診査等、健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならないというふうに規定されています。この規定に基づき実施した健診等の費用が、主な内容になります。予算額は 3,652 万 6,000 円のところで、決算額 3,238 万 6,560 円で執行率が 88.7%でした。保健事業にかかる費用につきましては、全額国費及び県の補助金が措置されています。

9 ページをご覧ください。

第7款 諸支出金 第2項 基金費 第1目 臨時特例基金費は、平成 21 年度の保険料軽減の財源として、予め交付されていた補助金を積立てるもので、額は 7 億 9,718 万 90 円となっております。

以上が平成 20 年度の一般会計、失礼しました特別会計の歳入歳出決算の内容でありました。

認定いただけますよう、よろしくお願い致します。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 深澤平助君

○20番 深澤平助君 提案された報告の支出の部です。

支出の部の保険給付費についての質問を致しますが、20年度の歳出の中の保険給付費、支出済額が 690 億 8,800 という事になっております。これを前年度と比較しますと、前年度というのは平成 19 年度で、まだこれは老人保険制度の年なんです。この年の山梨県内市町村の保険給付費を合計しますと、797 億 7,700 万ということで、20 年度の後期高齢者に入ってから保険給付費と随分金額が開きがあるんですね。

まあ、普通考えれば、毎年 75 歳以上の人は増えて来ているし、それから特別の事情のない限り医療費、つまり保険給付費は前年度より減額になるという事は、普通考えられないというふうに思うし、私はそう思っているんですが。ところが、今回報告された特別会計の保険給付費はですね、19 年度の老人保険の保険給付費に比べると 13%減額、つまり、それを金額にすると 107 億円も少なくなっていると、私の計算ではそうなるんですが、何故こんなに 19 年度に比べて 20 年度は保険給付費が少なくなっているのかなあという疑問に対して、説明をお願いしたいと思います。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) ご指摘のとおり、今回は金額が少なくなっております。少なくなっていると申しますのは、通常保険の給付費につきましては3-2ベースと言いまして、3月から翌年の2月までを1期というように考えて、それを年間というように勘定しております。

今回、制度が始まりましたのが4月からなもので、こちらのほうの計算には、4月から2月までの分ということで計上がしてありますので、1月分少なくなっているということでございます。

それで、平成20年度年間ベースに直したものが有りますけれども、先ほど仰った費用よりも、やはり多くなっております。その辺の11ヶ月、12ヶ月の差っていうのが、今回ご指摘の大きな差額の内容になります。以上です。

●議長(斉藤憲二君) 良いですか。他にございませんか。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 秋山詔樹君

○14番 秋山詔樹君 この決算に基づいてですね、事業成果に基づいた中で今後のどういう取組として行くという事に対して、特に周知徹底のほうをという事に関して、一寸お尋ねしたいと思います。

民主党政権になってですね、また廃止だ、変わるだという点で高齢者の方々が、非常にまた困惑している等々もある中で、お尋ねしたいと思うですけど。

私も以前、制度の周知徹底等、広報の事業に対して質問した時も、真剣に取り組んでいるという答弁を伺っているわけでございますけれども、何せ高齢者の皆さん方より、まあ、皆さん一生懸命、事務局がですねパンフレット等、分かり易く、見易くということで書いてくれて、配布していることは承知しているわけでございますけれども、高齢者というのは特に字を見てもですね、活字を見て読んでも意味が良く分からないという人たちがかなり多くいるわけございまして、私もその点につきましてですね、先日も()の方々より、この議題となって出てきます、特別会計予算の8款に高額医療費特別支給というのがあるわけですけども、これに対してPRのチラシ等が配布されたわけでございますけれども、あまり良く分からないと、来たらまた役場へ行かなければならんですかとか、まあ、そんなような不安な気持ちを持っている方々のご老人が居るわけございまして、私も一寸分かって()でしたが、該当する人達に改めて、その通知が行くので安心して下さいという、まあ、声でこういう事を説明しましたら安心していただけた部分もあるんですけども、そういう点につきまして、今までの周知徹底、広報という事に対して、パンフレット等ですね、非常に、この、分かり辛いという高齢者の要望に対して、何か違った別のですね広報といいますかPR等々がですね有りましたら、又お考えを持ってましたら、その辺を、特に民主党が取って政権が代わって、また、どうなるんだろうというようなことがありますので、お聞かせ願いたいなと思います。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 今、ご指摘のとおり、こちらからお送りする文書につきましては、文字が小さい、それから内容が分かり難いというようなお話も、事務局のほうではお伺いしているところです。

内容につきましては、制度自体が一寸複雑で難しいものですから、どうも簡潔に作るのが難しいところがありまして、一生懸命簡潔には書いているんですが、やはり分かりにくいような文章になっているということにつきましては、今後、検討させていただく所存であります。

あと、文字の小さいのにつきましては、コンピュータの打ち出し等もあって、その辺が一寸小さい文字なもので、その辺についても一寸考えて行かなければならないと思っております。

今度、新しい取り組みということでございますけれども、色んなメディアを使った中で、高齢者の方に分かり易く説明できるような方策も考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

●議長(斉藤憲二君) 秋山詔樹君

○14番 秋山詔樹君 有難うございました。私もですね、マスメディアをですね、もう少し活用して、目で見るとより耳で聞くという、そういう点のほうが、良く老人が分かり易いという声を聞きますので、テレビスポットなりまたラジオなり、テレビスポットあたりが目で見ながら耳で聞くと、こういうことで非常に分かり易いと思ひますので、先ほどもマスメディアも今後活用という答弁を貰ひましたので、是非その辺をですね検討するなかで、実施していただければ有難いなと要望しておきます。

●議長(斉藤憲二君) 他にございせんか。

『「議長4番」との声』

●議長(斉藤憲二君) 大村政啓君

○4番 大村政啓君 時間が迫っておりますので、単純でございますけれども、せつかくの機会でありますからお尋ね致します。

ページ数は7ページでありますけれど、歳出のほうのですねレセプトの件であります。

この件については、予算規模も、先ほど話がありましたとおり膨大な金額でありますし、また、件数も大変なものであります。特にこれは、国保にしても老健にしても、この後期高齢者におきましても、診療機関からレセプトが参りますけれども、新聞とかテレビを見ますと手術をしないものをですね、した様な明細書が来たとか、或いはまた行きもしないのに来たような明細書が来たとか、しない様な注射をしたとか、まあ、点数制でありますから、このレセプトの点検ということは非常に大事でありまして、後期高齢者に限らず非常に大事な部門を閉めていると思ひます。

2,400万のレセプトの点検委託料が有るわけでありまして、どの様な方がですね、医

療事務の資格がある方に、この造詣が深い方でなければ中々難しく、レセプトといえば医療事務ですから、解からないと思いますけれど、どの様な所へ委託してあるか、そして、どの様な経験のある方がやっているのか、それについてまずお伺いをいたします。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) はい。レセプトでございますけれど、レセプトは病院が作る請求書というように考えていただいていると思います。名前と診療の内容で、それが点数が幾らで合計額が幾らを請求しますという、請求書に当たるものでございます。

それで、今のご指摘のとおりレセプトの点検につきましては、連合会が一括で扱っております。全ての病院が連合会に送ります。そうすると、連合会ではレセプト点検委託料7ページのレセプト点検委託料ということで、失礼いたしました、資格確認委託ということで8,100万でございますけれども、まず、氏名、名前を確認して、実際にこれは後期に属している被保険者なのかというのを特定する作業がございます。それで、あと8ページでございますけれども、一番上に審査支払手数料というのがございます。届いたレセプトの一件一件について、点数とか正しいかどうかというのを点検致します。それから点検したものを保険者に全ての病院のものを纏めて請求するという作業をしてくれるわけですが、その審査と支払いの手数料というのが、2億6,000万程決算では出ております。

届いたレセプトにつきまして、広域に届いたものは再度、今、議員さんが仰られたレセプト点検委託、2,400万もってありますけれども、これを改めて点数の確認、それから何ヶ月か纏めて、その中で加算とかしてはいけないものがあるかどうかというものを抜き出して調査するというのがレセプト点検委託ということで2,400万もってあります。

簡単ですがレセプトの流れと費用ということでございました。それでレセプト点検を、連合会に届いたレセプトにつきましては、これは委託をして調べていただいております。

委託につきましては、一寸、東京の業者になりますけれども、そちらの方で再度、個別の点数などは縦覧点検と言いますが、何ヶ月分か纏めた中で不正が無いかどうかを確認点検しており、不正があったらお返しするというシステムでございます。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 大村政啓君

○4番 大村政啓君 ありがとうございます。特にですね75歳の後期という事ですから、その扱う件数、或いは金額が大きいものになりますから、一番肝心の通過点であります。医療機関では診療明細書が来ると、そこでチェックして、それがオーケーということであれば支払機構のほうへ払うというシステムになっていると思いますけれども、これは後期に限らずにですね、特に年配者が多いので、行ったか行かんか忘れちゃったけどなんて言って、その内に先ほど言ったように、全国でもって一寸都合の悪い病院がありまして、不正な請求をしたと、まあこういうのが本当に氷山の一角だと思うんですよ。是非、ひと

つこれが保険料に跳ね返ってくることは、ご案内のとおりでありますから、是非一つ、病院に通う方は、75歳は、他の保険とは違いまして、おおございますますから、そうでなくても保険料が高くて大変でありますので、是非一つこのことにつきまして連合会も微細に亘って、この制度の充実を基にいたしまして、都合の悪いことの無いように十分な配慮をお願いいたしまして質問を終わります。

●議長(斉藤憲二君) 他にございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論は、ございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 討論は無いようですので、採決に入ります。

それでは、認定第2号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「認定第2号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第7 議案第11号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第7 議案第11号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金条例の制定について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「議長」と呼ぶ者あり』

●議長(斉藤憲二君) 嶋口事務局長

○事務局長(嶋口昇君) それでは、資料3の条例説明書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第11号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金条例の制定について、説明をさせていただきます。

まず、この条例の要旨につきましては、後期高齢者医療特別会計の剰余金の内、保険料等を基金に積み立てることにより、後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営に資するため、この基金を設立するものでございます。

内容につきましては、後期高齢者医療特別会計において生じた剰余金について、翌年度に還付すべき国・県支出金等の額、その他新たな歳出に充当すべきものを除き、その全額を積み立てるものでございます。また、基金に積み立てた基金は必要に応じて予算に計上し、その全部又は一部を特別会計に繰り入れ保険給付費等の財源に充てるものと致します。

もう少し具体的に説明申し上げますと、現在は平成20年度の特別会計の当初予算において、前年度の剰余金の内、保険料等の繰越金を予備費に充当しております。従って、保険

給付費等の財源に充てられるような保険料等の剰余金がどの位有るかという事が、今の予算編成上では明確になっておりません。今後これを基金に積み立てることで、保険料の留保財源が今どの位有るかという事を明確にすることができ、これを以後の保険給付費等の財源に充てて行こうというのが趣旨でございます。

条文につきましては、議案の 14 ページ、議案のほうの 14 ページをお開きください。

第 1 条の設置につきましては、後期高齢者医療の財源の適正かつ健全な運営に資するため、この基金を設置するものであります。第 2 条の積立につきましては、基金として積み立てる額は特別会計の予算に定める額と致します。

第 3 条の管理につきましては、基金に属する現金は金融機関等へ最も確実かつ有利な方法により保管し、また、有価証券に代えることができるものであります。

第 4 条の運用益基金の処理につきましては、基金の運用から生じる収益は特別会計予算に計上して、この基金に繰り入れるものであります。

第 5 条につきましては、例外的に歳計現金に振り替えて運用することができる定めであります。

第 6 条の処分につきましては、基金は医療給付に要する費用等の財源に充てる場合に限り、予算の定めによりその全額又は一部を処理することができるものでございます。

第 7 条が委任に関する定めでございます。

この条例は公布の日から施行致します。以上が後期高齢者医療給付基金条例の制定についてであります。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 11 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので、討論を終結し、採決致します。

お諮り致します。

議案第 11 号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって「議案第 11 号」は、原案のとおり可決することに決定致します。

【日程第 8 議案第 12 号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、日程第 8 議案第 12 号「平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) 議案第12号 平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

まず、議案書の15ページをご覧ください。

議案書の15ページでございますけれども、歳入歳出予算の補正であります。第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ753万円を増額し、それぞれ5億1,977万5千円とするものでございます。

一般会計補正予算につきましては、平成20年度からの繰越金を受け、事務費に係る市町村負担金を減額すること及び増穂町、鯉沢町の合併による連合会システム経費の増額が主な内容になります。

補正につきましても、参考資料で説明したいと思っておりますので、ご了承頂きますようお願い申し上げます。

参考資料の10ページをご覧ください。

歳入の第1款 分担金及び負担金は、事務費負担金の返還による減額及び追加設備負担金の増額でございます。合計1,879万円を減額するものでございます。事務費負担金の返還による減額は、前年度からの繰越金3,244万2千円の内、当初予算で既に充当済の700万円と後で説明致しますけれども、今回の補正で支出が増額となります70万9千円を控除した合計の2,473万3千円を減額するものでございます。追加設備負担金につきましては、増穂町、鯉沢町の合併により連合会システムの改修が必要になりますが、必要な経費につきましては、両町に負担していただき、594万3千円を受け入れるものでございます。

第4款 財産収入は、基金で発生した利息になります。事務費負担金を積み立てる財政調整基金の利息が7万9千円の増額、保険料軽減のための国庫補助金を積み立てる、臨時特例基金の利息が79万9千円の増額となっております。

第5款 繰越金は前年度の繰越金を受け入れるもので、2,544万2千円の増額となり、総額を3,244万2千円とするものです。

以上が歳入の明細でありました。

歳出であります。第2款 総務費の14節 使用料及び賃借料の60万9千円の増額は、レセプト及び各種書類を保管するための貸倉庫の賃借料になります。

現在、レセプト等につきましては、事務室に収納しきれずに甲府市の環境センターの会議室に保存をお願いしてあるところでございますけれども、ここも限度のため民間の倉庫を借りる費用でありまして、11月から3月までの5ヶ月分の費用になります。

19節の負担金、補助及び交付金は、今年の6月に組織が立ち上がりました、全国広域連合協議会の年間負担金でありまして、補正額は10万円になります。

第3款 民生費は、特別会計への繰出金になります。事務費負担金の減額と追加設備負

担金の増額の差し引き合計で 1,027 万 8 千円を減額するものです。

事務費負担金の減額でありますけれども、第 4 款 第 1 目の財政調整基金費の積立におきまして、前年度繰越金は地方財政法の規定により、繰越額の 1/2 を基金に積み立てる必要がありますが、積立を行いますと市町村の事務費負担金を返還する財源が不足するために、特別会計への繰出し金を減額するものです。それと同時に特別会計におきましては、減額した繰出金を基金の取り崩しで補填する補正予算の構成と致しました。

一般会計、特別会計全体からみますと、一旦基金に積み立てたものを、同時に取り崩しというような補正となっております。

また、追加設備負担金の 594 万 3 千円の増額につきましては、一般会計で受けた増穂、鯉沢両町からの負担金を特別会計に繰り出しするものです。

第 4 款 諸支出金 第 1 項 基金費 第 1 目 財政調整基金費の補正につきましては、1,630 万円の増額であります。

前年度繰越金の 1/2 を積み立てる費用 1,622 万 1 千円と財政調整基金で生じた利子 7 万 9 千円を合わせて積立てをするものです。

第 2 目 臨時特例基金は、臨時特例基金で生じた利息を基金に積立るものになります。

以上が、平成 21 年度一般会計補正予算(第 1 号)の説明でございました。

宜しくご審議の程、宜しくお願い致します。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 12 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので、討論を終結し、採決致します。

お諮り致します。

議案第 12 号「平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手多数であります。

よって「議案第 11 号」は、原案のとおり可決することに決定致しました。

【日程第 9 議案第 13 号】

●議長(斉藤憲二君) 次に日程第 9 議案第 13 号「平成 21 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)」について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 小川事務局次長

○事務局次長(小川和仁君) それでは、議案第13号 平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

議案書の19ページをご覧ください。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億5,806万円を増額し、歳入歳出それぞれ821億8,420万9千円とするものです。

明細につきましては、参考資料により説明させていただきたいと思っております。参考資料をご覧ください。

参考資料の11ページでございます。歳入の第1款 市町村支出金の10万2千円の減額でありますけれども、療養給付に係る市町村の負担金になります。前年度におきまして過払いが生じたものを、今年度の負担金と相殺するものでございます。

第2款 国庫支出金の調整交付金の350万9千円の増額でありますけれども、後でご説明しますけれども、高額療養費特別支給金の費用相当額の費用になります。医療保険制度におきましては、病院窓口で1月当りの支払限度額が所得に応じて定められておりまして、限度額以上を支払った場合は、後から高額療養費として支給しているところでございます。

しかしながら、制度開始当初におきましては、75歳に到達された月の限度額につきましては、長寿医療制度の限度額と前に加入していた医療保険の限度額が、それぞれに算定されておきまして、当該月の限度額が通常の月の2倍と成っていたため、平成21年1月からは、限度額がそれぞれの保険におきまして1/2で算定されるようになったところでございます。今回的高額療養費特別支給金につきましては、制度開始から平成20年12月までに到達月のある方を再度、限度額1/2で判定いたしまして、高額医療費の対象となった方に給付金として給付するものであります。

第4款の支払基金交付金につきましては、現役世代からの給付費の4/10にあたる支援金であります。前年度に概算交付されていたものに精算により返還の必要が生じたので、本年度の交付金と相殺するものでございます。減額は、4億4,831万円となります。

第6款 繰入金は市町村事務費負担金でございまして、1,027万8千円の減額になります。一般会計で基金に積立する費用の補填分として、減額するものです。減額分につきましては、次ページの基金繰入金で基金を取り崩しをいたしまして対応致します。

第7款 繰越金は前年度からの繰越になります。13億9,399万円を増額いたしまして、総額を21億948万4千円とするものです。

以上が歳入でございました。

12ページをご覧ください。歳出でございます。

第1款 総務費の11節 需要費27万7千円の増額であります。高額療養費特別支給金に係る通知等の費用になります。12節の役務費の45万6千円の増額につきましては、高額療養費特別支給金に係る郵送料になります。

13節 委託料の711万9千円の増額につきましては、高額療養費特別支給金に係る標準システムの改修費の117万6千円の増額と、市町村合併に伴う標準システムの改修費の594

万3千円の増額を合せたものになります。

第19節 負担金補助及び交付金の3万6千円の増額につきましては、本年度から加入した、山梨県保険者協議会の負担であります。保険者協議会につきましては、山梨県内の健保、協会健保、共済、国保、長寿に属する保険者からなる協議会になっております。

第2款の保険給付費と第3款の県財政安定化基金拠出金につきましては、補助金の減額等がございましたので、それに伴う財源更正になります。

第6款 基金積立金10億5,734万円の増額は、今回設置致しました、保険料の剰余金を積み立てる後期高齢者医療給付基金への積立になります。前年度剰余金のうち返還すべき費用、新たに充当すべき費用を除いた額を積み立てるものです。

第7款 公債費は財源の更正になります。

第8款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金 第1目 保険料還付金の1,593万円の増額につきましては、資格の移動に伴う保険料の返還となります。第2目 償還金の5億612万8千円の増額につきましては、前年度に概算交付を受けました国及び県の補助金の精算による返還であります。国庫補助金が4億1,175万2千円、それから県へ補助金の返還が9,437万6千円となっております。

同じく第8款 諸支出金 第2款 高額療養費特別支給金の160万円の増額は、対象者約350人分の支給費用になります。

第9款 予備費の6億3,082万6千円の減額でございますけれど、当初予算では、保険料の剰余金が予備費として充当されていましたが、今後は保険料の剰余金は、今回創設した後期高齢者医療給付基金へ積立を致しますので減額としたものです。

以上が平成21年度特別会計補正予算(第2号)の説明でありました。ご審議の程よろしくお願い致します。

●議長(斉藤憲二君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第13号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 無いようですので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございませんか。

『「なし」との声』

●議長(斉藤憲二君) 討論が無いようですので、討論を終結し、採決致します。

お諮り致します。

議案第13号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって、原案のとおり可決することに決定致します。

【追加日程第1 同意第2号】

●議長(斉藤憲二君) 次に、追加日程第1 同意第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査員の選任につき議会の同意を求めること」を議題と致します。

地方自治法第117条の規定により、一瀬明君の除斥を求めます。

【一瀬明君 退場】

●議長(斉藤憲二君) 事務局から、提案理由の説明を求めます。

『「はい」との声』

●議長(斉藤憲二君) 宮島広域連合長

○広域連合長(宮島雅展君) ご説明を申し上げます。議会選出監査委員であります甲州市武藤雅美議員から、監査委員の辞任の申し出があり、これを認めました。

新たに中央市の一瀬明議員を監査委員に選任いたしたいので、ご同意をお願いをするものでございます。

以上です。どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

●議長(斉藤憲二君) お諮り致します。

本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

お諮り致します。

同意第2号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

●議長(斉藤憲二君) 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

一瀬明君の議場への入場を許します。

【一瀬明君 入場】

【条項、字句等の整理】

●議長(斉藤憲二君) お諮り致します。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(斉藤憲二君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉 会】

●議長(齊藤憲二君) 以上を持って、本定例会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成21年第2回定例会を閉会と致します。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時23分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 齊 藤 憲 一

署名議員 内 藤 次 郎

署名議員 水 越 昭